

税金

市県民税

問 税務課 ☎923-1111

個人の市民税

個人の市民税は、毎年1月1日現在、筑紫野市に住所がある人に課税されます。税額は前年中の課税所得金額に応じてかかる所得割と、一律の均等割があり、その合計額を納付します。また市民税が課税される人には、県民税も併せて課税されます。

所得割の税率

所得割の税率は、所得にかかわらず、市民税が6%、県民税が4%の合わせて一律10%となっています。所得の高い人ほど税金を多く納める仕組みになっています。

市県民税の申告

市県民税の申告は、毎年3月15日までです。ただし、所得税の確定申告書を提出した人、給与所得のみで勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人、年金支払報告書が市役所へ提出されている人、前年中に所得がなかった人は申告する必要はありません。

なお、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、児童手当などの手続きにおいて申告が必要な場合があります。

固定資産税

問 税務課 ☎923-1111

固定資産税は、毎年1月1日現在、筑紫野市内に存在する土地、家屋および償却資産の所有者に対して課税されます。税額は、固定資産課税台帳に登録された価格をもとに算出した課税標準額に、税率1.4%を乗じた額になります。4回(4・7・9・12月)の納期に納めます。(一般納付書の人は一括納税も可能です)

都市計画税

都市計画税は、毎年1月1日現在、筑紫野市内の市街化区域内に存在する土地、家屋の所有者に課税されます。税額は固定資産課税台帳に登録された価格をもとに算出した課税標準額に税率0.3%を乗じた額で、固定資産税と併せて納めることになっています。

都市計画税は目的税で都市計画事業(都市計画道路、都市公園、区画整理事業など)に使われます。

償却資産の申告

土地と家屋以外の事業用に供する有形固定資産(事業用の構築物、機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品など)については、その所有者に申告が義務付けられています。

毎年1月1日現在の資産を1月31日までに申告してください。

固定資産課税台帳の確認

筑紫野市内の土地、家屋および償却資産について決定された価格や固定資産の状況などが登録された固定資産課税台帳は、本人の資産にかぎり閲覧できます。



税金



軽自動車税(種別割)

問 税務課 923-1111

毎年4月1日現在における原動機付自転車(ミニバイク)、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者などに課税されます。

軽自動車の税率

原動機付自転車、二輪車など

車種		税率
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
ミニカー		3,700円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		6,000円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下のもの)		3,600円

三輪、四輪の軽自動車

三輪以上の軽自動車については初度検査年月によって税率が異なります。

- 旧税率-初度検査年月が平成27年3月までの車両。
ただし、初度検査年月から13年を経過した車両は重課税率の対象となります。
- 新税率-初度検査年月が平成27年4月からの車両。
詳しくは自動車検査証をご確認ください。

車種	旧税率	新税率	重課税率
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円 10,800円 12,900円
		営業用	5,500円 6,900円 8,200円
	貨物用	自家用	4,000円 5,000円 6,000円
		営業用	3,000円 3,800円 4,500円

グリーン化特例(軽課)

グリーン化を進める観点から、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両にグリーン化特例(軽課)を適用します。

※グリーン化特例適用は新車登録された1カ年度のみです。次の年度以降の軽自動車税(種別割)は通常の税率になります。

※令和4年度から税率が改正されました。

車種		区分A	区分B	区分C
三輪		1,000円	2,000円	3,000円
四輪	乗用	自家用	2,700円	適用なし
		営業用	1,800円	3,500円
	貨物用	自家用	1,300円	適用なし
		営業用	1,000円	適用なし

※区分については下表参照。

区分	対象車	内容
A	電気自動車 天然ガス自動車	おおむね75%軽減 (例)乗用自家用の 軽四輪:2,700円
B	令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	おおむね50%軽減 (例)乗用営業用の 軽四輪:3,500円
C	令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	おおむね25%軽減 (例)乗用営業用の 軽四輪:5,200円



税金



市税の減免

問 税務課 ☎923-1111

次の条件にあてはまる場合は市税が減免されます。
市税の減免の手続きをする場合は、「市税減免申請書」に必要事項を記入して納期限までに提出してください。

市民税

- ①生活保護法の規定による保護を受けている人
- ②天災その他特別の事情(特別障がい者など)により減免が必要と認められる人

固定資産税

- ①生活が困難で生活保護などを受けている人
- ②災害などで固定資産に大きな損害を受けた人
- ③その他特別な事情により減免が必要と認められる人

軽自動車税(種別割)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳を持ち、歩行が困難な人(生計を共にする人を含む)が所有し、主に障がい者などが利用している軽自動車は、1台に限り減免を受けることができます。ただし、自動車税(種別割)と重複して減免を受けることはできません。

種別	単位	手数料	摘要	
地番編集図	紙	1枚	300円 縮尺1/500、A3サイズ	
	紙	1枚	1,200円 縮尺1/1,000、A3サイズ	
	電子データ ※電磁的記録媒体代100円	1件	300円	縮尺1/500、A3サイズ
		1件	1,200円	縮尺1/1,000、A3サイズ
	1式	900,000円	市内全域	
住宅用家屋証明	1枚	1,300円		
土地・家屋名寄帳 (固定資産課税台帳)	1枚	10円		
航空写真	1枚	600円	縮尺1/1,000 A4サイズ	
	1枚	1,200円	縮尺1/1,000 A3サイズ	

県税

問 福岡県筑紫県税事務所 ☎513-5573

不動産取得税、自動車税(種別割)についての問い合わせや、納税に関する相談を受け付けています。



市税に関する各種証明書の発行

問 税務課 ☎923-1111

本人以外が市税などの証明書を申請する場合には、「委任状」または「代理権授与通知書」と代理人の本人確認書類を必ず持参してください。夫婦や親子であっても必要です。

※委任状の用紙は任意のもので構いません。
※個人の場合は自署であれば押印不要です。法人の場合は会社名、会社代表の職印が必要です。

(記載例)	
委任状 (代理人) 住所 氏名 生年月日	私は上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。 令和〇〇年度〇〇証明書〇通の交付を受けること。 (あて先) 筑紫野市長 令和 年 月 日 (本人) 住所 氏名 生年月日 電話番号

証明書などの手数料

種別	単位	手数料	摘要
所得・課税に関する証明	1枚	300円	
納税に関する証明	1枚	300円	
土地建物に関する証明	一筆 または 一棟	300円	一筆または一棟増すごとに100円加算
事業所に関する証明	1枚	300円	

国税

問 筑紫税務署 ☎923-1400

所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税などについての問い合わせや、納税に関する相談を受け付けています。



納付

市税の口座振替

問 収納課 ☎923-1111

口座振替による納付方法を利用すると、納期ごとに口座から自動的に引き落とされるため、納め忘れの心配がなく便利です。

口座振替の手続きは、口座振替依頼書またはWeb口座振替受付サービスをご利用ください。

Web口座振替受付サービスとは、インターネットを通じて手間なく簡単に手続きできるサービスです。市のホームページから申し込みができます。

※納期限の1カ月前までに申し込みが必要です。

口座振替できるもの

- 市県民税(普通徴収)
- 固定資産税(都市計画税を含む)
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料

筑紫野市口座振替取扱金融機関

みずほ銀行・筑紫農業協同組合・筑邦銀行・福岡銀行・佐賀銀行・福岡中央銀行・福岡県信用組合・九州労働金庫・西日本シティ銀行・ゆうちょ銀行・北九州銀行

市税等のコンビニ収納・スマートフォン決済

市税、介護保険料(後期高齢者医療保険料を除く)がコンビニやスマートフォンで納付できます。

※詳細は市ホームページをご確認ください。(コンビニ納付 ID 3031、スマホ決済 ID 666777)

市税などの納期

問 収納課 ☎923-1111

税金の種類	納期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税(普通徴収)			①		②		③			④		
固定資産税・都市計画税	①			②		③			④			
軽自動車税(種別割)		○										
国民健康保険税(普通徴収)			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
介護保険料(普通徴収)			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
後期高齢者医療保険料(普通徴収)				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

延滞金と滞納処分

問 収納課 ☎923-1111

詳細は市ホームページ(ID 3368)をご確認ください。

延滞金

納期限の翌日から納付日までの日数などに応じ、延滞金が発生します。

督促手数料

納期限が過ぎて督促が発せられた場合には、督促手数料100円を納めなければなりません。

※納期限後に納付した場合、行き違いで督促状などが届く場合があります。

滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産(不動産、動産、預金、給料など)の差押など滞納処分を受けることとなります。

不服の申立て

市税の課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合は、市長に対して文書により審査請求をすることができます。



税金

市ホームページ上部の検索フォームに記事ID(本文中の ID ID 参照)を入力すると、直接そのページに移動できます。

